

○ 招 集 告 示

議告示第22号

平成27年第4回（9月）蓮田白岡衛生組合議会定例会を次のとおり招集する。

平成27年9月18日

蓮田白岡衛生組合
管理者 中 野 和 信

1 期 日 平成27年9月29日（火）午前9時00分

2 場 所 蓮田白岡衛生組合大会議室

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

平成27年第4回定例会 会期9月29日 1日間

応招議員（12名）

1番	鬼久保二郎	議員	2番	渡辺聡一郎	議員
3番	関口昌男	議員	4番	高木隆三	議員
5番	齋藤隆宗	議員	6番	鈴木貴美子	議員
7番	田中秀行	議員	8番	石原富子	議員
9番	木佐木照男	議員	10番	中里幸一	議員
11番	大倉秀夫	議員	12番	船橋由貴子	議員

不応招議員（なし）

平成27年第4回（9月）蓮田白岡衛生組合議会（定例会）会議録

平成27年9月29日（火曜日）

議事日程（第1号）

- 1 開 会
- 2 開 議
- 3 会議録署名議員の指名
- 4 会期の決定
- 5 諸報告
- 6 管理者提出議案の報告並びに上程
- 7 議案第8号～議案第11号の一括上程
- 8 管理者提出議案の総括説明
- 9 議案第8号の内容説明
- 10 議案第8号に対する質疑
- 11 討 論
- 12 採 決
- 13 議案第9号の内容説明
- 14 議案第9号に対する質疑
- 15 討 論
- 16 採 決
- 17 議案第10号の内容説明
- 18 議案第10号に対する質疑
- 19 討 論
- 20 採 決
- 21 議案第11号の内容説明
- 22 議案第11号に対する質疑
- 23 討 論
- 24 採 決
- 25 副管理者の挨拶
- 26 閉 会

午前8時57分開会

出席議員（12名）

1番	鬼久保	二郎	議員	2番	渡辺	聡一郎	議員
3番	関口	昌男	議員	4番	高木	隆三	議員
5番	齋藤	隆宗	議員	6番	鈴木	貴美子	議員
7番	田中	秀行	議員	8番	石原	富子	議員
9番	木佐木	照男	議員	10番	中里	幸一	議員
11番	大倉	秀夫	議員	12番	船橋	由貴子	議員

欠席議員（なし）

議長より出席要求者

中野敦一	蓮田市 みどり環境課長	齋藤勝	白岡市 環境課長
内田薫	代表 監査委員		

説明のための出席者

中野和信	管理者	小島卓	副管理者
加賀谷武憲	会計 管理者	鬼久保晃一	事務局長
山崎喜紀	次長兼 リサイクル推進課長	黒崎晃	庶務課長
齋藤晃	廃棄物 対策課長	小林秀之	施設課長

事務局職員出席者

書記	関口	義明	書記	藤井	勇年
書記	中太	裕司	書記	齋藤	芳和
書記	高橋	利男	書記	河井	宏
書記	塚越	忍			

◇

◎開会の宣告

(午前8時57分)

○高木隆三議長 9月定例議会のご案内を申し上げましたところ、大変お忙しい中、ご出席を賜りましてありがとうございます。

ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、これより平成27年第4回蓮田白岡衛生組合議会定例会を開会いたします。

◇

◎開議の宣告

○高木隆三議長 直ちに本日の会議を開きます。

◇

◎会議録署名議員の指名

○高木隆三議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第77条の規定により、議長において

6番 鈴木 貴美子 議員

7番 田中 秀行 議員

を指名いたします。

◇

◎会期の決定

○高木隆三議長 日程第2、会期についてお諮りいたします。

本定例会の会期は、本日9月29日の1日といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○高木隆三議長 異議なしと認め、さよう決定いたしました。

◎諸報告

○高木隆三議長 日程第3、諸報告をいたします。

本定例会に説明員として出席する者の職、氏名を一覧表としてお手元に配付しておきましたから、ご了承ください。



◎管理者提出議案の報告並びに上程

○高木隆三議長 日程第4、管理者提出議案の報告並びに上程を行います。

事務局に朗読をいたさせます。

鬼久保事務局長。

〔事務局長朗読〕

○高木隆三議長 ただいま報告いたしました議案は、あらかじめお手元に配付しておきましたので、ご了承ください。



◎議案第8号～議案第11号の一括上程

○高木隆三議長 議案第8号ないし議案第11号を本定例会に上程いたします。



◎管理者提出議案の総括説明並びに行政報告

○高木隆三議長 日程第5、管理者提出議案の総括説明並びに行政報告を求めます。

中野管理者。

○中野和信管理者 皆さん、おはようございます。高木隆三議長さんのお許しをいただきましたので、提出議案につきましてご説明を申し上げたいと存じますが、その前に一言御礼のご挨拶申し上げます。

本日は、平成27年第4回蓮田白岡衛生組合議会定例会が開催されますことに、まずもって厚く御礼を申し上げる次第であります。議員の皆様におかれましては、大変お忙しい中ご参集を賜りました。まことにありがとうございます。日ごろは両市をはじめ当組合進展のため議員皆様には多大なるご尽力を賜っておりますことに対しまして重ねて御礼を申し上げる次第であります。

それでは、提出議案につきまして総括説明をさせていただきます。

初めに、議案第8号 蓮田白岡衛生組合行政手続条例について申し上げます。本条例は、行政手続法第46条の規定の趣旨にのっとりまして、処分、行政指導及び届け出に関する手続に関し、共通する事項を定めることにより、組合の行政運営における公正の確保と透明性の向上を図り、もって住民の利益の保護に資するため、本条例制定の必要を認め、本案を提出するものでございます。

蓮田市、白岡市におきましては、既に本条例が制定されており、本年3月の法律の改正に伴い、条例の一部改正がなされたところでございます。当組合におきましても、本条例の必要性を認め、法律の改正に合わせて制定するものでございます。

次に、議案第9号 蓮田白岡衛生組合個人情報保護条例の一部を改正する条例について申し上げます。今回の改正は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の趣旨を踏まえ、特定個人情報の適正な取り扱いを確保するために必要な措置を講ずる等したいので、本案を提出するものでございます。

次に、議案第10号 平成27年度蓮田白岡衛生組合一般会計補正予算（第1号）でございますが、今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,351万7,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ22億2,729万円とするものでございます。

歳入につきましては、平成26年度決算の確定により繰越金を6,851万7,000円に増額してございます。

次に、歳出でございますが、2款総務費では、国において進めている統一的な基準による地方公会計制度に対応するため、本年度中に固定資産台帳を整備する必要があることから、財務書類作成業務の委託に要する費用並びに平成28年1月から始まるマイナンバー制度に対応するための人事給与システムの改修に要する費用や印刷機にふぐあいが見受けられるため、新たに機器の借上げを行う費用のほか、施設整備基金への積立金として3,000万円を計上させていただきました。

また、3款衛生費では、し尿処理施設の機器補修工事として、遠心分離器のインバーター交換工事費と膜カートリッジケースの交換工事として1,052万円の補正をお願いするものでございます。

なお、印刷機の借上げに伴いまして、債務負担行為の追加補正についてもあわせてお願いするものでございます。

次に、議案第11号 平成26年度蓮田白岡衛生組合一般会計歳入歳出決算認定について申し上げます。平成26年度蓮田白岡衛生組合一般会計歳入歳出予算につきましては、去る5月31日をもって出納閉鎖をしたところでございます。歳入総額は23億6,700万8,325円、歳出総額は22億9,849万732円でございます。歳入歳出の差引額は6,851万7,593円でございます。実質収支額につきましても同額でございます。この結果につきましては、地方自治法第233条第2項の規定に基づき、監査委員さんのご審査をいただいておりますので、意見書を付して提案を申し上げます。

詳細につきましては、後ほど事務局からご説明申し上げます。

以上、提出議案の総括説明をさせていただきました。慎重審議の上、ご可決、ご認定を賜りますようどうぞよろしくお願い申し上げます。ありがとうございました。

○高木隆三議長 管理者提出議案の総括説明が終わりました。



◎議案第 8 号の内容説明

○高木隆三議長 日程第 6、議案第 8 号 蓮田白岡衛生組合行政手続条例についての件を議題といたします。

朗読を省略して内容説明を求めます。

鬼久保事務局長。

○鬼久保晃一事務局長 それでは、議案第 8 号 蓮田白岡衛生組合行政手続条例につきまして、内容説明を申し上げます。

行政手続法は、行政が一定の活動をするに当たって守るべき共通のルールを定めることにより、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図り、国民の権利利益保護に資することを目的とした法律でございます。

具体的には、申請に対する処分、不利益処分、行政指導、届け出、パブリックコメントなどの行政手続について定められております。また、行政手続法は、国民の権利利益の保護のさらなる充実を図る観点から、平成 26 年 6 月に改正され、新たなルールとして、平成 27 年 4 月 1 日から施行されております。

具体的な法律の改正内容といたしましては、3 点ほどございます。まず、1 点目でございますが、行政指導の方式の改正として、行政指導に従わなければ許可を取り消したり、不許可とする場合など、根拠となる法令の情報や理由等をあわせて示さなければならないことでございます。

次に、2 点目でございますが、行政機関から法令に違反する行為の是正を求める行政指導等を受けた事業者等がその行政指導が法律に違反していると考える場合に、行政指導の中止を求める申し出ができる仕組みを設けたことでございます。

最後に、3 点目でございますが、行政処分、行政指導が行われた場合において、国民が法令等に違反する事実を発見した場合、行政機関に対し、それを是正するための処分や行政指導ができる仕組みなどが設けられたことでございます。

なお、本条例につきましては、行政手続法の趣旨を踏まえまして、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図るため、行政手続法と共通する手続を定めるものであり、改正された法律の内容につきましても、本条例に反映させております。

また、本条例の全体的な構成であります。本則 6 章と附則から成っております。第 1 章では、

本条例の目的、用語の定義、適用除外等について定めております。

第2章では、申請に対する処分について7カ条規定が置かれております。

第3章では、不利益処分に関するもので、第1節に通則的規定が置かれ、第2節では、聴聞について詳細な定めがなされております。第3節では、弁明の機会の付与の方式や通知の方式等の規定が置かれております。

第4章では、行政指導に関するもので、実体的規定と手続的規定から成っております。

第4章の2では、法令に違反する事実を発見した場合に、行政機関に対し、それを是正するための処分や行政指導を求めることができる規定でございます。

第5章では、届け出についての1カ条のみからなっております。

第6章では、雑則として、資料等の写しの交付について1カ条のみから成っております。

そして、附則では、施行期日と経過措置について定めるものでございます。

なお、組合が行う処分等が法律に基づくものであれば行政手続法を適用し、組合の条例等に基づくものであれば、本条例を適用することとなります。このようなことから、本条例は、行政手続法及び埼玉県行政手続条例の内容と一貫性を保ったものとし、処分等の根拠に差異がないようなものといたしております。

最後に、本条例の施行期日につきましては、本年10月1日を予定しております。

以上、簡単ではございますが、議案第8号の説明とさせていただきます。

○高木隆三議長 説明が終わりました。



◎議案第8号に対する質疑

○高木隆三議長 これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○高木隆三議長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。



◎討 論

○高木隆三議長 これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○高木隆三議長 反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。



◎採 決

○高木隆三議長 これより採決に入ります。

議案第 8 号 蓮田白岡衛生組合行政手続条例について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○高木隆三議長 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第 9 号の内容説明

○高木隆三議長 日程第 7、議案第 9 号 蓮田白岡衛生組合個人情報保護条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

朗読を省略して内容説明を求めます。

鬼久保事務局長。

○鬼久保晃一事務局長 それでは、議案第 9 号 蓮田白岡衛生組合個人情報保護条例の一部を改正する条例につきまして、内容説明を申し上げます。

本議案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号法が施行されることに伴い、個人情報保護条例の一部を改正するものでございます。

番号法は、個人番号を利用できる主体、範囲等を厳格に制限するとともに、個人番号をその内容に含む個人情報を特定個人情報と定義した上で、その提供、収集等を原則として禁止しております。また、違反者に対しては厳しい罰則を科することを規定してしています。

今回の改正は、こうした番号の規定及び趣旨を踏まえ、蓮田市、白岡市と同様に、個人情報保護条例の一部を改正するものでございます。主な改正内容といたしましては、番号法に規定される特定個人情報及び保有特定情報などの定義を追加いたします。また、保有特定個人情報の利用の制限及び提供の制限の規定を新設し、保有個人情報の開示・訂正・利用の停止等の請求など、番号法の施行に合わせて必要な改正を行うものでございます。

なお、本条例の施行期日につきましては、本年10月5日からを予定しておりますが、番号法は条項によって施行日が異なるため、ただし書きの規定により、第2条の規定は、行政手続における特定の個人を識別するための番号等の利用等に関する法律、附則第1条第5号の掲げる規定の施行の日から施行するものとしており、平成29年1月の施行期日を予定しております。

以上、簡単ではございますが、議案第9号の説明とさせていただきます。

○高木隆三議長 説明が終わりました。



◎議案第9号に対する質疑

○高木隆三議長 これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

3番、関口昌男議員。

○3番 関口昌男議員 3番、関口です。管理者でよろしいのでしょうか、お聞きします。

この条例は、いわゆるマイナンバー法案、正確には、行政手続における特定個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づいて提案されたものというふうに理解しているわけですが、実は、このマイナンバー法案には、非常に大きな欠点があるということが言われているわけです。私も白岡市議会でもこの条例が今論議されているわけですが、明日、議会最終日で議決されると思いますけれども、この問題については、当然蓮田も含めて白岡も市民の中からいろんな意見が出ているのではないかというふうに思うわけです。白岡市当局に聞いたところ、白岡のほうではそういういろんな市民の声を受けておりますという把握状況を議会の質問でご回答いただいているのですが、衛生組合というその組織上、市民の声を聞くという機会はあるのか、私よくわからないのですが、この問題について、市民だけでなく、多分衛生組合にも13桁の番号が振られるのだらうと思うです。そうすると、その関係の業者などもこの問題についていろんな質問があるのではないかというふうに思うのですが、この問題について、市民の方からどんな意見や質問などが寄せられているのか、把握していれば教えていただきたいと思います。

○高木隆三議長 鬼久保事務局長。

○鬼久保晃一事務局長 関口議員のご質問ですが、市民からの声は全くこちらのほうには届いておりません。この番号法につきましては、第19条で、何人も次の各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報を提供してはならないとございまして、1号から14号立てとなっております、その中の2号で、当面組合としては、個人番号の関係事務のための提供、要するに例えばですけども、源泉徴収票の家族の情報とか、あと事業主が職員の厚生年金被保険者資格等の取得に関する届け出を年金事務所に届けたりする場合がありますのですが、そういった個人番号を利用するほうではなく、

当面の間、提出するだけの事務ということになります。

今、関口議員がおっしゃったように、この番号法についてはいろいろ議論がこれからはなされるかと思えます。そういった経過を踏まえまして、今後、研究していかなければならないと考えております。

以上でございます。

○高木隆三議長 3番、関口昌男議員。

○3番 関口昌男議員 いわゆる13桁の番号が振られて、こちらの衛生組合で関係する業者とか利用者とか、さまざまな形で、それを今度は税務署側に提出したりすることがあるのだらうと思うのですが、当然それについて、実は私が調べた範囲では、一般的な13桁の番号をもらったほうは、いわゆるそれに係る経費がかなりあるわけです。例えば情報の管理とか、それからいろんな手続です。私のところにもそういういろんなところから、いわゆる一般的な市民ではなくて、そういう税務を扱うほう、それから負担ばかり多くて、どんでもない、何の利益もないではないかというような苦情ばかりあります。だから、そういう問題をやはり条例をちゃんとつくる、管理するわけですが、行政情報を、当然そういう声もある程度把握して、何らかの形でそれがいろんなところに反映できるように、この情報を把握させてもらうのではないかと、そういうことを例えば市当局から聞かれたときに、この業者ではこういう問題がありますよというのを適切に意見を具申していただくということも、この問題は、これから広く国民の間で論議される問題だと思えますので、ぜひそういう点については、ご配慮をいただけないかということをちょっとご質問したいと思えます。

○高木隆三議長 鬼久保事務局長。

○鬼久保晃一事務局長 繰り返しになりますが、先ほど、関口議員がおっしゃったような、組合に関する個人情報の取り扱い事務といたしましては、職員の源泉徴収票や年金情報の提出による個人番号関係事務の提供というところにとどまっております。現時点におきまして、今、組合で行っているごみの例えばふれあい収集とか粗大ごみの回収の際には個人のお宅に行きますので、そうした際に、今後利用していくかどうか、調査研究していかなければならないというふうに考えております。

また、個人情報を取り扱うようになれば、個人情報のセキュリティーという問題がございます。組合のセキュリティーの導入につきましては、検討してまいりたいと考えておりますので、よろしくご指導のほうをいただければと存じます。

以上でございます。

○高木隆三議長 3番、関口昌男議員。

○3番 関口昌男議員 では、最後に、その情報については、しっかりと局内にとどめるのではなくて、組合なりにとどめるのではなくて、蓮田市にも白岡市にもぜひ届けていただいて、今後も制度そのものの今後の問題も含めて、お互いに情報をきちんと把握できるようにご協力をお願いしたいというふうに思います。

以上です。答弁は結構です。

○高木隆三議長 ほかに質疑ありませんか。

7番、田中秀行議員。

○7番 田中秀行議員 7番、田中でございます。先ほどの事務局の答弁でまずわかったことというのは、現在の衛生組合におけるマイナンバーに該当するものというのは、あくまでも職員給与におけるマイナンバーの管理、運営ということで、この条例を定めているということよろしいでしょうか。

○高木隆三議長 鬼久保事務局長。

○鬼久保晃一事務局長 現時点におきましては、想定されるその個人番号関係事務の範囲といたしましては、そういった源泉徴収票におけるその家族の扶養の関係とか、そういったものが想定されるということでございます。

今後、先ほどお話ししたように、ごみのふれあい収集や粗大ごみの回収につきましては、また今後、利用に関しては、また検討していかなければいけないと考えております。

以上でございます。

○高木隆三議長 7番、田中秀行議員。

○7番 田中秀行議員 7番、田中でございます。恐らくマイナンバー制度に対する先ほどの議員からも情報流出に対する懸念ということが発言ありましたけれども、ここでもう一度確認なのですが、衛生組合でごみ収集と要はその収集に当たり、医療情報等については収集されていないということよろしいのですか。カルテとか含まれる。収集物に対してカルテとかは含まれていないのですか、その病院なんかで。

○高木隆三議長 黒崎庶務課長。

○黒崎 晃庶務課長 ごみの中には、当然個人情報を含むものの扱いというのもあろうかと思えます。ただ、そういう場合について、私どもがそれを開示することはありませんし、そのまま焼却炉に投入して焼却処理という形をとっておりますので、外部にそれが流出することはないというふうに考えています。

○高木隆三議長 7番、田中秀行議員。

○7番 田中秀行議員 7番、田中です。ただいまの事務局のほうからの答弁によりますと、仮にそういうシステムが入ったとしても、情報流出の可能性はないということは承知しました。今後、条例改正等、個人情報がマイナンバーの管理、運営に当たって法案が改正になった場合は、条例も改正していくということだと思っておりますが、最後にお聞きしたいのが、現在、衛生組合議会のネットワーク、サーバーの形態、例えば基幹系ネットワークと独立しているのかどうかとか、そういったことがおわかりでしたらご答弁いただきたいのですけれども。

○高木隆三議長 黒崎庶務課長。

○黒崎 晃庶務課長 私どものパソコンの管理上では、独立した形でサーバーも管理しております。

○高木隆三議長 ほかに質疑ありませんか。

12番、船橋由貴子議員。

○12番 船橋由貴子議員 12番、船橋です。第8条の2のところ、人の生命、身体または財産の保護のために支障がある場合であって、本人の同意があり、利用目的以外の目的のために保有特定個人情報のみずから利用することができる。衛生組合において、人の生命、身体または財産の保護のために支障がある場合というのがちょっとわからないのですけれども、組合の場合はどのような場合がありますか。

○高木隆三議長 鬼久保事務局長。

○鬼久保晃一事務局長 組合に該当する部分はありません。

以上でございます。

○高木隆三議長 12番、船橋由貴子議員。

○12番 船橋由貴子議員 続きまして、第8条の3のところ、番号法第19条各号のいずれかに該当する場合を除いては、保有特定個人情報を提供してはならないとあるのですけれども、この第19条のいずれかに該当したら提供することができるということでしょうか。

○高木隆三議長 鬼久保事務局長。

○鬼久保晃一事務局長 第19条におきましては、提供の制限規定ですが、第1号から14号まで掲げる場合のみが特定個人情報の提供が認められるということになります。今、現段階で、先ほどもお話ししましたけれども、組合に該当する部分というのは第2号ということで、これは何かといいますと、個人番号関係事務のための提供、これが例えば職員の源泉徴収票に関する家族の情報、あるいは年金関係の資格取得に関する提出の状況が該当すると考えております。

以上でございます。

○高木隆三議長 12番、船橋由貴子議員。

○12番 船橋由貴子議員 それ以外はないということよろしいわけですか。

○高木隆三議長 鬼久保事務局長。

○鬼久保晃一事務局長 そのとおりでございます。

○12番 船橋由貴子議員 はい、わかりました。

○高木隆三議長 ほかに質疑ありませんか。

〔発言する人なし〕

○高木隆三議長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。



◎討 論

○高木隆三議長 これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

3番、関口昌男議員。

○3番 関口昌男議員 それでは、議案第9号 蓮田白岡衛生組合個人情報保護条例の一部を改正する条例につきましては、反対の立場で討論をいたします。

この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆるマイナンバー法に関連して改正しようとするもので、マイナンバー法の実施の延長と廃止を求める立場から、日本共産党議員団を代表して反対いたします。

その法律は、国会での議論でも明らかにされましたが、1、プライバシー侵害や成り済ましなどの犯罪を常態化するおそれがあります。2、また、初期投資に3,000億円がかかるとも言われる巨大プロジェクトにもかかわらず、その費用対効果もいまだ示されておりません。3、さらに税の分野では、徴税強化や社会保障削減の手段とされかねません。そして、このシステムの弱点として、情報漏えいを完全に防ぐ方法はないこと、意図的に情報を盗み売る人間がいること、一度漏れた情報は流通売買され、取り返しがつかないこと、情報は集積されるほど利用価値が高まり、攻撃されやすくなることなども指摘されております。導入の先進国と言われている米国では、成り済まし犯罪が後を絶たないと言われておりますし、イギリスでは一度導入された制度が市民的自由やプライバシーの問題や費用対効果の問題で廃止になりました。いまだ市民の間では大きな議論は起こっていないように見えますが、いずれ市民生活の中から大きな疑問や反対が噴出することは明らかです。そのようなことを考慮すると、この条例の改正は、時期尚早であり、反対するものです。

以上です。

○高木隆三議長 次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

10番、中里幸一議員。

○10番 中里幸一議員 10番、中里です。議案第9号 蓮田白岡衛生組合個人情報保護条例の一部を改正する条例につきまして、賛成の立場から討論いたします。

本条例改正は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号法が施行されることに伴い、改正を行うものでございます。この番号法につきましては、平成25年5月31日に公布され、その一部は本年10月5日から施行されるものであり、本条例改正は、この法律の趣旨を踏まえ、特定個人情報の適正な取り扱いを確保するため、必要な措置を講ずる改正を行っているものであります。

以上のことから、本案に賛成の意をあらわすものでございます。議員諸氏の賛同を賜りますようお願い申し上げます。賛成討論といたします。

○高木隆三議長 これをもって討論を終了いたします。



◎採 決

○高木隆三議長 これより採決に入ります。

議案第9号 蓮田白岡衛生組合個人情報保護条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

○高木隆三議長 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第10号の内容説明

○高木隆三議長 日程第8、議案第10号 平成27年度蓮田白岡衛生組合一般会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

朗読を省略して内容説明を求めます。

鬼久保事務局長。

○鬼久保晃一事務局長 それでは、議案第10号 平成27年度蓮田白岡衛生組合一般会計補正予算（第1号）につきまして内容説明を申し上げます。

今回の補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,351万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ22億2,729万円とするものでございます。内容につきましては、説明書の事項別明細書によりご説明申し上げたいと存じます。

それでは、4ページをお開き願いたいと存じます。まず、歳入につきましてご説明申し上げます。5款繰越金、1項繰越金、1目繰越金につきましては、前年度繰越金として3,351万7,000円を計上するものでございます。

次に、歳出につきましてご説明申し上げます。2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、13節委託料につきましては、平成28年度から総務省が進めている統一的な基準による地方公会計制度の財務書類を作成する必要があることから、組合におきましても両市と連結した財務書類を作成する必要がございます。そのため本年度中に財務書類の基礎データとなる固定資産台帳を整備するための費用を計上するものでございます。

次に、2目財産管理費、13節委託料につきましては、庁舎警備業務委託料を減額し、平成27年10月

からのマイナンバー制度の導入に伴い、当組合におきましては、組合職員等の特定個人情報管理を行うこととなりますので、現行の人事給与システム改修に要する費用を計上するものでございます。

次に、14節使用料及び賃借料につきましては、現在使用している印刷機にふぐあいが見受けられることから、新たな機器の借り上げを行っていくお願いするものでございます。

次に、3目施設整備基金費、25節積立金につきましては、施設整備基金積立金として蓮田白岡衛生組合施設整備基金条例に基づき、将来の施設整備に必要な財源として3,000万円を積み増しするものでございます。

次に、3款衛生費、1項清掃費、2目じん芥処理費、15節工事請負費につきましては、焼却炉補修工事及びごみ処理施設機器補修工事につきまして執行見込みがつかまりましたので、減額するものでございます。

次に、3目し尿処理費、15節工事請負費につきましては、し尿処理施設機器補修工事といたしまして2つの補修工事費をお願いするものでございます。1つ目は、ナンバー2遠心分離機インバーター交換工事でございます。し尿を処理する過程で搬入されたし尿や浄化槽汚泥を脱水汚泥と分離液に分ける遠心分離機の2号機が運転中に勝手に連動を停止してしまう現象が見られるようになりましたので、原因を調査したところ、インバーターの経年劣化によるものと判明したところでございます。そのためこれを交換するものでございます。

2つ目は、ナンバー2膜カートリッジケース交換工事でございます。し尿を処理する過程で再曝気槽内の汚泥と汚水の固液分離を行う液中膜ユニットにおいて、膜カートリッジ（1ユニット150枚）を保持するための膜カートリッジケースに経年劣化によるひび、摩耗、破損箇所が随所に見られ、このままでは膜カートリッジがケースから脱落してしまう可能性があることから、膜カートリッジケースを交換するものでございます。

以上、簡単ではございますが、議案第10号の説明とさせていただきます。

○高木隆三議長 説明が終わりました。



◎議案第10号に対する質疑

○高木隆三議長 これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○高木隆三議長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

◇

◎討 論

- 高木隆三議長 これより討論に入ります。
まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

- 高木隆三議長 反対討論なしと認めます。
これをもって討論を終了いたします。
-
- ◇

◎採 決

- 高木隆三議長 これより採決に入ります。

議案第10号 平成27年度蓮田白岡衛生組合一般会計補正予算（第1号）について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

- 高木隆三議長 起立全員であります。
よって、本案は原案のとおり可決されました。
-
- ◇

◎議案第11号の内容説明

- 高木隆三議長 日程第9、議案第11号 平成26年度蓮田白岡衛生組合一般会計歳入歳出決算認定についての件を議題といたします。

ここで内田代表監査委員の出席を求めるため、暫時休憩いたします。

休憩 午前 9時38分

再開 午前 9時39分

- 高木隆三議長 再開いたします。
現在員12名でございます。
休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第11号 平成26年度蓮田白岡衛生組合一般会計歳入歳出決算認定について、朗読を省略して、内容説明を求めます。

加賀谷会計管理者。

○加賀谷武憲会計管理者 おはようございます。それでは、平成26年度蓮田白岡衛生組合一般会計歳入歳出決算の概要についてご説明申し上げます。

恐れ入りますが、お手元の資料の歳入歳出決算書の1ページ、2ページをお開きいただきたいと思います。まず、歳入につきましては、1款分担金及び負担金から7款組合債まででございます。1ページ一番下の歳入合計欄を横にごらんいただきたいと思います。予算現額23億4,627万2,000円、対しまして収入済額は23億6,700万8,325円でございます。予算現額に対しまして100.9%となっております。前年度収入済額と比較いたしますと3億2,970万8,146円の増額となり、率にして16.2%の増でございます。

それでは、1款分担金及び負担金から説明させていただきます。1項分担金につきましては、組合規約に基づく両市の分担金でございます。予算現額10億7,301万6,000円に対しまして収入済額につきましても同額でございます。

次に、2項負担金につきましては、両市の不燃物の収集運搬に係る経費の負担金でございます。予算現額7,657万2,000円に対し収入済額は7,701万9,180円でございます。分担金、負担金合わせました収入済額は11億5,003万5,180円でございます。歳入決算額の48.5%を占めております。

次に、2款使用料及び手数料でございます。1項使用料につきましては、リサイクルプラザの会議室の使用料と自動販売機設置料、電柱使用料などの行政財産使用料でございます。予算現額5万3,000円に対しまして、収入済額は4万5,280円でございます。

2項手数料につきましては、ごみ及びし尿の処理に係る手数料でございます。予算現額3億3,546万1,000円に対しまして収入済額は3億4,108万6,342円でございます。収入率は101.7%でございます。

次に、3款財産収入でございます。1項財産運用収入につきましては、施設整備基金の運用利益でございます。予算現額2万4,000円に対しまして、収入済額は3万3,247円でございます。

2項財産売払収入につきましては、鉄、アルミ、ペットボトル、古紙類等の売払収入でございます。予算現額8,838万円に対しまして、収入済額は1億81万207円でございます。

また、4款繰入金につきましては、平成26年度はございませんでした。

次に、5款繰越金でございます。1項繰越金につきましては、前年度からの繰越金でございます。予算現額9,376万9,000円に対しまして、収入済額は9,376万9,586円でございます。

次に、6款諸収入でございます。1項預金利子につきましては、定期預金積み立てによる預金利息でございます。予算現額4万2,000円に対しまして、収入済額は20万4,506円でございます。

2項雑入につきましては、有料広告掲載料金や職員・委託業者の駐車場使用料のほか、平成26年

2月の大雪によるごみ処理施設の屋根及び雨どいの破損に対する建物災害共済金などでございます。予算現額565万4,000円に対しまして、収入済は772万3,977円でございます。収入率は136.6%でございます。

次に、7款組合債でございます。1項組合債につきましては、ごみ処理施設延命化事業債として、財務省の財政融資資金と埼玉県のみさと創造貸付金を借り入れたものでございます。予算現額6億7,330万円に対し収入済額についても同額でございます。

次に、歳出についてご説明申し上げます。恐れ入りますが、3ページをお開きください。1款議会費から5款予備費まででございます。一番下の歳出合計でございますが、予算現額23億4,627万2,000円に対しまして支出済額は22億9,849万732円でございます。執行率は98.0%でございます。

まず、1款議会費につきましては、予算現額202万2,000円に対しまして支出済額は159万8,676円でございます。執行率79.1%でございます。

次に、2款総務費でございます。1項総務管理費につきましては、予算現額3億8,253万8,000円に対しまして支出済額は3億7,518万1,885円でございます。執行率は98.1%でございます。職員給与費や事務管理経費及び施設整備基金費などでございます。

2項監査委員費につきましては、予算現額8万2,000円に対しまして支出済額は8,000万500円でございます。執行率は98.2%でございます。

次に、3款衛生費につきましては、予算現額18億4,941万3,000円に対しまして支出済額は18億1,474万2,126円でございます。執行率は98.1%でございます。施設維持管理費や補修交換工事等の経費やごみ収集業務委託料及び焼却灰、ばいじん、ガラス類、ペットボトル等の処分委託料などでございます。

次に、4款公債費につきましては、予算現額1億721万7,000円に対しまして支出済額は1億688万7,545円でございます。執行率は99.7%でございます。

次に、5款予備費につきましては、予算現額500万円に対しまして支出済額はゼロでございます。

次に、21ページをお開きいただきたいと思っております。事項別明細書の最後の欄に歳出合計欄がございます。当初予算額は23億4,242万6,000円でしたが、384万6,000円の増額補正をいたしましたので、予算現額は23億4,627万2,000円となったものでございます。

次に、23ページをお開きください。実質収支に関する調書でございますが、歳入総額の23億6,700万8,000円から歳出総額の22億9,849万1,000円を差し引いた歳入歳出差引額は6,851万7,000円となります。翌年度へ繰り越すべき財源はございませんので、この6,851万7,000円が実質収支額となります。

次に、24ページ、25ページをお開きいただきたいと思っております。財産に関する調書でございますが、公有財産につきましては、平成26年度中の増減はございませんでした。

次に、26ページ、物品につきましては、アームロール車及びフォークリフトを経年劣化により売

却いたしましたので、それぞれ1台の減少でございます。

最後に、27ページの基金につきましては、施設整備基金でございます。前年度末現在高2,501万円で、決算年度中の増減高が4,003万3,000円でございますので、決算年度末現在高は6,504万3,000円となります。

以上、簡単ではございますが、決算の概要について説明を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○高木隆三議長 会計管理者の説明が終わりました。

事務局による細部説明を求めます。

鬼久保事務局長。

○鬼久保晃一事務局長 それでは、議案第11号 平成26年度蓮田白岡衛生組合一般会計歳入歳出決算の主な内容につきまして説明申し上げます。

まず、歳入からご説明申し上げますので、お手持ちの資料、歳入歳出決算書の5ページ、6ページをお開き願いたいと存じます。1款1項1目分担金につきましては、組合同約第13条に基づきまして、均等割25%、平成26年1月1日現在の人口割75%に相当する額を両市から案分にてご負担をいただいているものでございます。その負担案分率は、蓮田市が53.873%、白岡市が46.127%となっております。

延命化事業分につきましては、平成25年度から5カ年事業として、ごみ処理施設の延命化を図るために機器類の大規模修繕を集中的に行うための費用として、通常経費とは別枠で両市にご負担をいただきました。また、355万6,000円の減額補正を行っておりますのは、延命化事業分の工事請負契約落差による執行残によるものでございます。

次の2項1目負担金につきましては、不燃物収集運搬に係る経費の負担金で、組合同約及び組合同約に基づき、1世帯につき月額140円を両市にご負担をいただいたものでございます。

次に、2款1項1目使用料、1節リサイクルプラザ使用料につきましては、リサイクルプラザ2階にございます研修室及び会議室を住民が利用した際の使用料でございます。年間で61件の申し込みがございました。

次に、2項1目手数料、1節ごみ手数料でございますが、備考欄1行目のごみ処理手数料につきましては、燃えるごみ、燃やせないごみ用の有料指定ごみ袋の販売量436万6,625枚分の販売額でございます。なお、減額補正しております主な要因といたしましては、有料指定ごみ袋が平成26年4月の消費税の増税に伴い、前年度に駆け込み需要があったため、当初の販売予定数を下回ることになったためのものでございます。

備考欄次の搬入ごみ手数料でございますが、住民や許可業者が直接組合に持ち込んだ廃棄物の処理手数料でございます。なお、その処理手数料につきましては、一般廃棄物が税別価格10キロ当たり143円、産業廃棄物が10キロ当たり239円となっております。年間で4万3,325件分ございました。

次に、備考欄1つ飛びまして、粗大ごみ処理手数料でございますが、粗大ごみを直接各家庭まで引き取りに伺い、品目ごとに収集した処理手数料でございます。主なものといたしましては、布団、ソファー、たんす、机、自転車などがございます。年間で2,466件、6,345品目収集をいたしました。

備考欄次の医療系廃棄物処理手数料につきましては、両市内の開業医などから排出されます感染性廃棄物や定着液などの処理手数料で、年間で延べ178件の依頼を受け、延べ636個の処分をしたものでございます。

次に、2節し尿手数料でございますが、備考欄1行目のし尿汲取処理手数料につきましては、一般家庭の清掃券取り扱い分でございますが、均等割券1世帯当たりの清掃券でございますが、税別で382円、1人清掃券、同じく税別で334円となっております。年間で販売枚数は、均等割券2,475枚、1人清掃券5,278枚ございました。

備考欄次のし尿量目汲取処理手数料につきましては、簡易水洗トイレや臨時の汲取処理手数料でございますが、税別で10リットル当たり86円を徴収した汲取手数料でございます。年間で3,687件、91万130リットルございました。

続きまして、7ページ、8ページをお開き願いたいと存じます。3款2項1目物品売払収入につきましては、各種資源物の売却益や公用自動車等の売却益でございます。

まず、備考欄1行目の鉄・アルミ売却につきましては、鉄、アルミ、粗大鉄等約683トンの売却益でございます。

備考欄次のペットボトル売却につきましては、ペットボトル及びペットボトルキャップ約291トンの売却益でございます。

備考欄次の古紙類売却につきましては、各集積所から収集する新聞、雑誌、段ボールなどの古紙類と、住民が当組合へ直接搬入したごみの中から回収した雑誌、段ボール、布類などを売却したものでございます。

備考欄1つ飛びまして、家電製品等売却につきましては、小型家電リサイクル法に基づき小型家電製品や携帯電話、パソコンなど約258トンの売却益でございます。

備考欄次の公用自動車等売却につきましては、作業の効率化を図り、組合で所有していたフォークリフト、アームロール車両を中古車として売却した売却益と廃止したし尿処理施設の遠心分離機等を中古機器として売却した売却益でございます。

次に、5款1項1目繰越金につきましては、前年度繰越金でございます。

次に、6款1項1目組合預金利子につきましては、4月11日から3月27日までの間に資金運用を行った計13件の定期預金利子でございます。

次に、2項1目雑入でございますが、広告収入並びに自動販売機の電気料や職員及び委託業者の駐車場利用料のほか、東京電力損害賠償金などがございます。

なお、備考欄3行目の公有建物災害共済金でございますが、平成26年2月の降雪によるごみ処理

施設出窓屋根の破損に係る工事費用の全額が公有建物災害共済金として入金されたものでございます。

続きまして、9ページ、10ページをお開き願いたいと存じます。7款1項1目衛生費、1節廃棄物処理施設整備債につきましては、ごみ処理施設延命化事業債として国からの財政融資資金として5億3,860万円、埼玉県のふるさと創造貸付金から1億3,470万円、合計6億7,330万円を借り入れたものでございます。

続きまして、歳出につきましてご説明いたしますので、11ページ、12ページをお開き願いたいと存じます。1款1項1目議会費につきましては、議員報酬及び旅費のほか議会運営に要した経費でございませう。

次に、2款1項1目一般管理費につきましては、1節報酬として、特別職報酬ほか廃棄物減量等推進審議会委員延べ55名分及び情報公開、個人情報制度審議会委員の報酬でございませう。

次の2節給料から5節災害補償費までは、職員34名に係る人件費等でございます。

続きまして、13ページ、14ページをお開き願いたいと存じます。7節賃金につきましては、平成26年4月から平成27年3月までの間に、週2日ないし3日の勤務で、事務仕事の補助として延べ4名分の臨時職員の賃金でございます。

次に、11節需用費のうち消耗品費につきましては、コピー用紙やコピー機のトナーカートリッジなどの消耗品等の購入に要した費用でございます。

次に、1つ飛びまして、13節委託料でございますが、備考欄2行目の計量器保守点検業務委託料につきましては、2つございます台貫計量器の年次点検に要した経費でございます。

備考欄次の一般廃棄物処理基本策定業務委託につきましては、平成22年3月に策定した計画を策定し、平成27年度を初年度として平成36年度を目標年次とする10年間の一般廃棄物処理基本計画策定に要した経費でございます。

備考欄次の例規データベース保守管理業務委託料につきましては、定期的な例規データの更新並びに例規集の追録加除に要した経費でございます。

次に、備考欄3つ飛びまして、広報誌作成業務委託料につきましては、年3回発行しております環境センターだよりの作成に要した経費でございます。

備考欄次に、温室効果ガス検証業務委託料につきましては、当組合のごみ焼却施設が燃料等使用量として、原油換算量年間1,500キロリットル以上の大規模事業所のため、温室効果ガス排出量の検証結果を埼玉県に報告することが義務づけされていることから、第三者検証機関への委託に要した経費でございます。

続きまして、15ページ、16ページをお開き願いたいと存じます。2目財産管理費、12節役務費につきましては、火災保険料としてごみ処理施設、し尿処理施設、管理棟、エコプラザなどの建物備品災害共済保険料でございます。

次に、13節委託料の備考欄1行目の高圧電気設備細密点検業務委託料につきましては、電気事業法第42条による受電設備の点検に要した費用でございます。

次に、1つ飛びまして、15節工事請負費でございますが、備考欄1行目の管理棟修繕工事につきましては、管理棟の照明器具をLED照明器具に、備考欄1つ飛びまして、照明器具交換工事につきましては、ごみ処理施設の中央制御室等の照明器具をLED照明器具に交換する工事に要した経費でございます。

次に、3目施設整備基金につきましては、新たな施設建設など施設整備に必要な財源を確保するための基金として、積み立てした費用でございます。また、資金の運用に当たり、利息分の予算に不足が生じたことから、同項内2目財産管理費、13節委託料より9,000円を流用いたしたところでございます。

次に、17ページ、18ページをお開き願いたいと存じます。3款1項1目清掃総務費でございますが、11節需用費の備考欄2行目の燃料費につきましては、ごみ処理施設でごみの焼却に使用したA重油22キロリットルを購入したほか、灯油や重機用の燃料及びふれあい収集に使用する公用のトラックの燃料としての軽油を購入した経費でございます。

備考欄次の光熱水費につきましては、電気料が主なもののほか水道料金やガス代金に要した経費でございます。

次の12節役務費でございますが、備考欄1行目、指定ごみ袋売捌き手数料につきましては、販売したごみ袋1枚につき約3円を手数料として、平成27年3月末現在148店舗の取扱店に交付したものでございます。

備考欄次の清掃券売捌き手数料につきましては、販売した清掃券の額の3%を平成27年3月末現在5店舗の取扱店に交付したものでございます。

次に、13節委託料でございますが、備考欄1行目の指定ごみ袋製作及び配送業務委託料として、燃えるごみ用と燃やせないごみ用のそれぞれ45リットル、30リットル、20リットルの3種類の指定ごみ袋の製作と指定ごみ袋取扱店への配送に要した経費でございます。

備考欄次の粗大ごみ収集受け付け及び指定ごみ袋注文受け付け業務委託料につきましては、インフォメーションセンターにおいて、粗大ごみ収集の予約受け付けや問い合わせ並びに指定ごみ袋取扱店からの注文受け付けを行う業務に要した経費でございます。

備考欄次の計量受け付け業務委託料につきましては、組合に直接持ち込まれる廃棄物の計量受け付け及び手数料の徴収業務に要した経費でございます。

備考欄次の施設維持管理業務委託料につきましては、粗大ごみ処理施設及びし尿処理施設の運転管理委託に要した経費でございます。

次の27節公課費につきましては、公害健康被害の補償等に関する法律に基づき、ばい煙発生施設においては、硫黄酸化物の発生量などに応じて賦課金の納付が義務づけられております。平成26年

度におきましては、ごみ焼却炉の連続運転により硫黄酸化物排出量が増加したことにより、予算に不足が生じたため、同項目内の11節需用費より12万2,000円を流用したものでございます。

続きまして、2目じん芥処理費でございますが、11節需用費のうち備考欄1行目の消耗品費につきましては、ごみ焼却施設で使用するオイルフィルターやVベルト等の消耗品の購入に要した経費でございます。

備考欄次に、1つ飛びまして、薬品費につきましては、ごみの焼却に伴い発生する塩化水素を中和除去する消石灰、窒素酸化物を中和除去する尿素水のほかばいじん処分に必要なキレート剤などの薬品の購入に要した経費でございます。

次に、13節委託料でございますが、備考欄1行目の燃えるごみ・資源物収集等業務委託料につきましては、燃えるごみ、燃やせないごみ、ガラス類、ペットボトルなど延べ55万137世帯分の収集の委託に要した経費でございます。

備考欄次の焼却灰・ばいじん等処分業務委託料につきましては、ごみを焼却する過程で排出された焼却灰やばいじんなどの処理に要した経費でございます。

続きまして、19ページ、20ページをお開き願いたいと存じます。備考欄2行目のガラス類、ペットボトル処分業務委託料につきましては、ガラス類、ペットボトル、蛍光管、乾電池、タイヤ、剪定枝などの処分を委託した経費でございます。

次に、備考欄1つ飛びまして、粗大ごみ収集業務委託料につきましては、粗大ごみの収集を予約申し込みにより、各家庭まで伺い直接収集するための委託でございまして、総計で2,466世帯分の収集に要した経費でございます。

次に、備考欄2つ飛びまして、ごみ処理施設維持管理業務委託料につきましては、ごみ処理施設の土日を含めた連続1炉24時間運転の管理委託に要した経費でございます。

次に、15節工事請負費でございますが、備考欄1行目の焼却炉補修工事につきましては、ごみ処理施設延命化事業として2号炉の給じん装置の補修や焼却炉及びガス冷却室のレンガ等の耐火物の補修のために要した経費でございます。

備考欄次の空気予熱器及び加熱器交換工事につきましては、ごみ処理施設延命化事業として2号炉、3号炉の予熱利用設備の交換工事に要した経費でございます。

備考欄次の緊急補修工事につきましては、切断機補修工事ほか16件の工事に要した経費でございます。

備考欄次のごみ処理施設補修工事につきましては、平成26年2月の降雪によるごみ処理施設出窓屋根及び雨どいなど破損部分の補修工事に要した経費でございます。

備考欄次のごみ処理施設機器補修工事につきましては、能力低下が見られる水噴射ポンプ等の交換工事ほか5件の工事に要した経費でございます。

備考欄次の電気設備保守工事につきましては、ごみ処理施設延命化事業としてごみクレーン及び

灰クレーン用のシーケンサの交換に要した経費でございます。

備考欄次のテント倉庫棚設置工事につきましては、既存のテント倉庫内の空間を有効活用するため、棚の設置工事に要した経費でございます。

次に、18節備品購入費につきましては、廃食用油の運搬及び保管用の容器や停電時における場内の緊急連絡用電話機の電源機器などの購入に要した経費でございます。

次に、3日し尿処理費でございますが、11節需用費の備考欄2行目薬品費につきましては、し尿を処理する過程で使用する高分子凝集剤、液体硫酸アルミニウム、次亜塩素酸ソーダなどの薬品の購入に要した経費でございます。

備考欄次の機械修繕料につきましては、遠心分離機の点検整備、その他ポンプ・ブロワ送風機などの点検整備に要した経費でございます。

次に、13節委託料でございますが、備考欄1行目のし尿収集業務委託料、蓮田、白岡両市の延べ1万919世帯分の生し尿の収集を委託した経費でございます。

備考欄次のし尿処理施設清掃業務委託料につきましては、し尿処理施設にある沈砂槽、受け入れ槽、破碎汚泥槽等の各種槽内の沈澱物の清掃と処分のほか1件の業務を委託した経費でございます。

次に、備考欄1つ飛びまして、脱水汚泥処分業務委託料につきましては、し尿処理をする過程で発生する脱水汚泥を処分する業務を委託した経費でございます。

次に、15節工事請負費の緊急補修工事費につきましては、脱水用硫酸バンド注入用インバーター交換工事並びに水道管補修工事に要した経費でございます。

続きまして、21ページ、22ページをお開き願いたいと存じます。4目リサイクル促進費、8節の報償費につきましては、リサイクルプラザの事業として、環境講座とリサイクル体験を実施した際の講師12名分の謝礼に要した経費でございます。

次に、11節需用費の消耗品費につきましては、し尿汚泥再生肥料1,100袋の購入、プラザまつりでの牛乳パックとの交換用として、トイレトペーパー3,000個などの購入に要した経費でございます。

次の13節委託料につきましては、備考欄1行目のリサイクルプラザまつり業務委託料につきましては、6月と10月に開催いたしましたエコプラザまつりの啓発用チラシ作成に要した経費でございます。

備考欄次のリサイクルプラザ運営業務委託料につきましては、土日を中心に施設運営の補助員を白岡市シルバー人材センターに委託した経費でございます。

次に、18節備品購入費の庁用器具費につきましては、リサイクルプラザにおける各イベントの際に使用するパイプテント3張り分の購入に要した経費でございます。

最後になりますが、4款公債費でございますが、1目元金、23節償還金、利子及び割引料につきましては、地方債の元金で、ごみ処理施設が3件、し尿処理施設が3件、リサイクルプラザ併設型

ストックヤードが1件、合計7件の元金償還でございます。

次に、2目利子、23節償還金利子及び割引料につきましては、地方債の利子でごみ処理施設が5件、し尿処理施設が3件、リサイクルプラザ併設型ストックヤード4件、合計12件の利子償還でございます。

なお、これらの内容につきましては、お手元の一般会計決算に係る主要な施策に関する説明書の38ページ、39ページに掲載しておりますので、ご参照いただければと存じます。

大変雑駁ではありますが、以上で平成26年度一般会計歳入歳出決算の説明を終わらせていただきます。

○高木隆三議長 事務局の説明が終わりました。

ここで、決算審査を監査委員に受けていただいておりますので、代表監査委員から審査結果の報告をお願いいたします。

内田代表監査委員。

○内田 薫代表監査委員 ただいま議長からご指名をいただきました内田薫でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、大倉監査委員と合議により作成いたしましたお手元の決算審査意見書に基づきまして、2人を代表してご報告を申し上げます。

1ページをお開きください。第1の審査の対象、第2、審査の期日、第3、審査の方法は、記載のとおりでございます。

次に、第4、審査の結果でございます。平成26年度の一般会計歳入歳出決算書、事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書は、いずれも関係法規に準拠して作成されており、各計数は適正なもの認められました。

次に、2ページをお開きください。第5、決算の概要について申し上げます。歳入決算額は23億6,700万8,325円、歳出決算額は22億9,849万732円でございます。形式収支額は6,851万7,593円で、翌年度への繰り越し財源はございませんので、実質収支額は同額の黒字となっております。

次の財政規模の推移につきましては、前年度に比べ歳入決算額で3億2,970万8,146円、歳出決算額で3億5,496万139円とそれぞれ増額となっておりますが、その主な要因は、ごみ処理施設延命化事業のうち空気予熱機及び加熱器交換工事ほか2件の機器補修工事等を行ったことによるものであります。

全体としては、厳しい財政状況下において、健全な財政運営が図られたものと認められました。

次の3ページから8ページは、前年度と比較した歳入歳出の状況を款別に記載いたしました。

9ページの第8は、財産に関する調書を記載したものでございますので、後ほどごらんいただきたいと存じます。

次に、第9、決算審査の結びでございます。審査の結果については、1ページに記載したとおり

でございますが、審査の結果を踏まえ、以下指摘事項及び提言、要望を申し述べさせていただきます。

初めに、第1、指摘事項の1、ごみ処理施設維持管理業務委託についてでございます。契約に関する説明資料の審査とヒアリングにより確認したところ、平成25年2月25日付で総額6,415万2,000円で契約されており、履行期間は、平成25年4月1日から平成27年3月31日までとなっております。当該契約書は、日勤者は12名となっておりますが、平成25年4月1日に請負業者からの申し入れにより、管理総括者が必要であるとの理由で1名を増員した13名とし、増員の1名分の経費については、増額することなく請負業者の負担で契約金額の範囲内で実施したとのことであります。1名の増員が必要であれば、変更契約を行い、業務を実施すべきであり、契約内容と合意した人員で業務に従事することは、請負業者側の都合とはいえ適切とは言えないので、契約書に基づいた業務を行うべきでございます。

続きまして、10ページをお開きください。提言、要望等でございます。1、3款1項1目物品売払収入、1節物品売払収入165万6,248円のうち、決算資料によると庁用車、これは2.5トンフォークリフトで売却代金42万120円、庁用自動車アームロール車及び売却代金110万1,128円は、平成26年8月8日に売却されておりますが、補正予算の措置が行われておりませんでした。これらは貴重な自主財源であることから、歳出予算の財源として有効活用することができるので、今後の物品売却等も考慮し、補正予算措置を講ずることを要望するものであります。

次に、2、2款1項1目一般管理費、13節委託料のうち、広報誌作成業務委託において、製作部数の変更のため、平成27年2月3日付で契約変更が行われておりましたが、同日の3日で業務完了検査も行われておりました。変更契約日は、完了日、検査日以前に変更するよう要望するものであります。

続きまして、3、3款1項2目じん芥処理費は2,754万9,000円の全額補正予算措置が行われておりましたが、不用額として1,696万8,446円が生じております。決算資料を確認したところ、15節工事請負費のうちごみ処理施設機器補修工事については、12月に補正予算で968万8,000円を増額し、予算現額は1,960万3,000円でありましたが、その執行額は1,648万800円であり、執行残額として312万2,200円が生じております。これは補正予算額の33.2%という状況でございます。補正予算額を計上するに当たりましては、その必要性や予算の執行状況等を精査するなど、適正な金額を計上するよう要望するものでございます。

次に、4、決算資料の契約状況に関する説明資料によりますと、契約締結日から契約着手日まで日数を要しており、46日間を経過して着手したものを含めて36件が見受けられました。契約日からは早期に着手するよう要望するものでございます。

以上で平成26年度一般会計決算審査の報告を終わらせていただきます。よろしくどうぞお願いいたします。

○高木隆三議長 代表監査委員の報告が終わりました。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前10時25分

再開 午前10時35分

○高木隆三議長 現在員12名であります。

休憩前に引き続き会議を開きます。



◎議案第11号に対する質疑

○高木隆三議長 これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

3番、関口昌男議員。

○3番 関口昌男議員 ただいま決算説明と監査報告をいただいたわけですが、監査報告の中で、20ページのごみ処理維持管理業務委託料、これについて触れておりますけれども、これ監査委員の方にもあわせてお聞きしたいのですけれども、この契約そのものは、平成25年度からということだと、これ2カ年契約なのでしょうか。そうすると、単年度で6,200万円というような増額になるのですけれども、もし25年度、だからこれは今審議しているのは26年度決算ですけれども、25年度決算でこれが発見された場合は、26年度の契約、2年契約ということだから、改善というのは難しいのだと思うのですけれども、ただ年度が変わるということを考えると、契約の更新みたいな、改定というのですか、変更ですか、そういうものができるのかどうか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○高木隆三議長 小林施設課長。

○小林秀之施設課長 この契約につきましては、施設課のほうで行いましたので、私のほうからご説明させていただきます。

ここに書いてあります総額6,415万2,000円につきましては、1年間分の契約額でございます。そうしまして、契約につきましては25年度と26年度の2カ年の契約で実施いたしました。今現在は、その契約は終了いたしまして、また新しい契約が27年度から実施されております。

以上です。

○高木隆三議長 3番、関口昌男議員。

○3番 関口昌男議員 2カ年契約ですよ。ご指摘のあった監査の内容は、本年度の監査の報告ですから、前年度であれば、また本年度について何か処理の報告があったかもしれないのですけれども、現実には終わってしまったと、今わからないけれども、そういうことで、それはそれとしてやむを得ないですけれども、私、余りよく会計内容として知らないのですけれども、いわゆるこの契約は、入札なのですか、それと随契なのですか。

○高木隆三議長 小林施設課長。

○小林秀之施設課長 この契約につきましては、随意契約でございました。1者随契でございます。

○高木隆三議長 3番、関口昌男議員。

○3番 関口昌男議員 随契を継続させるということは、非常にいろんな経過でそういうふうになっているわけですが、しかし今みたいな指摘がされても変更ができないということであると、根本的に随契そのものも見直したほうがいいというふうなことの検討はないのでしょうか。

○高木隆三議長 小林施設課長。

○小林秀之施設課長 今年度、先ほどの契約が終わりまして、今年度27年度分からの契約は、3年間の契約となっておりますが、この契約につきましては、一般公募のプロポーザル方式によって今回は決定されております。

以上です。

○3番 関口昌男議員 わかりました。監査のご指摘、そのとおりだと思うのです。非常に非常識な契約を行っているということについては、十分この問題点について反省点としてやっぱり内部で検討した上で、何らかの形でやっぱり議会にも報告したほうがよろしいのではないかというふう思うのですけれども。

○高木隆三議長 小林施設課長。

○小林秀之施設課長 業務委託に関しまして、設定を12名で行うというような話で出し、設計を組みましたが、それを11名で例えばやるのであると、設計上、この業務に対して支障があるというところだったので、1名増ということで業務自体はそれ以上にやっていただけるところで、それを相手方から1名ふやしたいということで承諾はしたのですが、実際問題の話、業者も当組合にも同じ仕事をする立場からいうと、五分五分ということもありますので、適正な金額で相手方のその行為に甘えることなくやっていこうというのはあると思います。

○高木隆三議長 3番、関口昌男議員。

○3番 関口昌男議員 損失が現実には、我が組合には損失がないということで、相手側が持ってくれたと、ある意味では善意だけれども、社会常識等は、それをもし例えば新聞なんかで書き立てられて、こっちが善意だと言ったとしても、しかし変な想像したら、組合が相手を押し潰したというふうにとられかねないわけですよ、一般的な常識からいえばね。大体そういうものではないですか。だから、やはりこの問題については、もう少しきちんと反省するなら反省するとして、善意だから

いいのだということで開き直るのなら開き直っても仕方ないのだけれども、ぜひ監査からも指摘されたわけですから、きちんと処理についてご報告したほうがよろしいのではないかと思います。

○高木隆三議長 1項目につき3回までとなっておりますので、よろしく願いいたします。

小林施設課長。

○小林秀之施設課長 先ほどの質疑の回答について、一部私の勘違いがありまして、ご訂正させていただきます。

契約につきましては1者随契という話でお話ししましたが、一般競争入札によるものでございました。訂正させていただきます、おわびを申し上げます。

○高木隆三議長 ほかに質疑ありませんか。

10番、中里幸一議員。

○10番 中里幸一議員 10番、中里です。決算書なのですが、13ページの歳出のところですけども、13節委託料です。これは、当初予算が1,070万円で支出済額が691万5,723円、不用額が315万4,279円と出ているのですけれども、ちょっとこれ不用額の金額が当初予算としては多いということと、この不用額の中身、細説を教えてください。

○高木隆三議長 齋藤廃棄物対策課長。

○齋藤 晃廃棄物対策課長 ただいまのご質問ですけれども、その中にあります一般廃棄物処理基本計画策定業務委託につきましては、当初予算額が378万円に対しまして、歳出が259万2,000円でございます。これだけをとりますとも118万8,000円の執行残がございます。主なものは、300万円のうちの100万円につきましては、以上になっております。

○高木隆三議長 10番、中里幸一議員。

○10番 中里幸一議員 ほかは。

○高木隆三議長 黒崎庶務課長。

○黒崎 晃庶務課長 そのほかといたしまして、収集日程表作成業務委託料、決算額32万4,000円でございますが、当初予算といたしましては131万円を計上させていただいた経緯がございます。この背景は、収集日程表につきまして、カレンダー方式を採用したほうがいいのではないかとということから、当初その予算で計上させていただきましたが、カレンダー方式にしますと種類も多く印刷をしなくてはいけない、配布に混乱を招くということもありまして、カレンダー式の収集日程表については、ホームページ上で掲載することで対応させていただきまして、収集日程表の作成業務に当たっては、例年どおりの作成業務ということで経費を削減させていただきました。

○高木隆三議長 10番、中里幸一議員。

○10番 中里幸一議員 わかりました。

次に、同じく19ページ、20ページにあるし尿処理費のことですけれども、補正予算の376万9,000円補正をしておいて、817万9,689円不用額が載っているのですけれども、補正をしておいて、こんな

補正の倍の金額という部分というのはどういふことですか。

○高木隆三議長 小林施設課長。

○小林秀之施設課長 補正した時期は、たしか12月に補正をしたところなのですが、そのときにはこのし尿処理費の委託料にある上から4番目の脱水汚泥処分業務委託料が額が確定、毎月毎月出たその汚泥の量に応じてお金を払うということでしたので、まだ額が確定していなかったこともあり、その減額することなく、ほかのところから予算をいただいて、そして年度末になりまして、その汚泥の処分業務委託の額が発生したときには残額が出たという時間のそのずれのところから残額を発生してしまったという経緯でございます。

○高木隆三議長 10番、中里幸一議員。

○10番 中里幸一議員 わかりました。できるだけ、タイムラグが生じるのはやむを得ないとしても、ちょっと金額が多いので、もうちょっと精査をして予算を組んでほしいと思います。これは、要望で結構です。

それと、もう一点、ことしの先ほどの補正でいわゆる増額補正になったのですけれども、これは繰越金が確定したからということで、これは繰越金が6,851万7,593円、これは26年度の決算ですよ。26年度の当初予算は、歳入として繰越金が上がっています。それは9,376万9,000円で上がっていますけれども、そうしますと、繰越金もらった金額よりも繰り越す金額のほうが少ないという結果だと思うのです。これは、会計の中でどのような形でこれから対処していくおつもりですか。

会計そのものとしては、歳入が減ったということだと思うのですけれども。

○高木隆三議長 黒崎庶務課長。

○黒崎 晃庶務課長 平成26年度決算における繰越額が合計で9,376万9,000円ということで、26年度の予算として編成をいただいております。先ほど補正予算のお願いをした6,100云々という金額につきましては、27年度の予算でございますので、27年度内の予算で繰り越しをさせていただくということでございます。

○高木隆三議長 10番、中里幸一議員。

○10番 中里幸一議員 そうではなくて、ここで、要するに出納閉鎖をして、決算をして六千何百万だかの金が次期繰越金として出たわけですよ。26年度の決算が出たわけですよ。26年度の決算するに当たっては、当初予算で25年度の繰越金が9億何千万だかという歳入があるわけです。九千何百万の繰越金を歳入として計算をして、それで26年度事業を行って、次期繰越金として出たのが六千何百なのでしょう。だから、繰り越してもらった9,000万円と繰り越すべき金が6,000万円ということは、約3,000万円の金が1会計年度で減っているということではないかなというふうに思うのです。収支決算の場合。

数字は後でも結構です。ただ、何かの要因があって、そういった形で今年度の決算がこういった数字が出るということでしたら、後で何か特記すべきものがあつたら教えてください。会計上の

数字としては余り好ましくないので、健全経営をしていく中では、このままずっとこれを続けていったら、やはり経営が成り立たなくなるという懸念をしますので、ぜひその辺のところをご留意いただければということで、要望で結構です。

以上です。

○高木隆三議長 ほかに質疑はありませんか。

5番、齋藤隆宗議員。

○5番 齋藤隆宗議員 2点お願いします。

歳入歳出とも大きな数字の伸びをしていますけれども、これ余り数字は伸びないほうが私はいいいことだというふうには思っておりまして、ことしいろんな器具等の工事、取り付け等ありましたので、これは本年度はまたもとの3年前のこの金額に戻るのでしょうか。26億円少なくいきそうだという見通しなののでしょうか。

○高木隆三議長 小林施設課長。

○小林秀之施設課長 25年度から26年度の伸びにつきましては、先ほどちょっと言いましたが、ごみ処理施設延命化事業というものが行われまして、こちらが3本分の工事がありました。それで約7億9,000万円ぐらいが上がっております。この延命化工事につきましては、今年度もありまして、5本の工事をしてございます。最終的には29年度までが延命化工事の最終年度となっておりますので、そこまでは多少通常の年度よりは多くなってしまうと思います。

そして、それ以降、30年度以降につきましては、今までの金額に戻る想定しております。

以上でございます。

○高木隆三議長 5番、齋藤隆宗議員。

○5番 齋藤隆宗議員 もう一点、リサイクルの財産売却収入1億円という数字になりますけれども、こっちの数字がふえるのは、私いいことだと思っておりますが、対前年比、どのくらい数字が伸びて、ことしはもっと伸びるみたい、これ1割においても2,000万円ですから、結構この事業というのはしっかりやったほうが財産に大分影響するなと思いますが、いかがでしょうか。

○高木隆三議長 山崎リサイクル推進課長。

○山崎喜紀次長兼リサイクル推進課長 財産売却収入でございますけれども、鉄、アルミ売却については、前年対比で352万8,000円の増となっております。それと、古紙類売却ですが、こちらにつきましても578万4,000円の前年対比の増収となっております。この関係で1,000万円近くの増収となった要因だと思います。

以上でございます。

○高木隆三議長 5番、齋藤隆宗議員。

○5番 齋藤隆宗議員 この数字はもっと伸びるというふうに理解していますか。また、伸びるようにしているのかどうかという点からお答えください。

○高木隆三議長 山崎リサイクル推進課長。

○山崎喜紀次長兼リサイクル推進課長 こちらの売却収入が伸びるのは、発生量が大きく伸びるのと、あとは市場価格に左右されますので、こちらの方向を見ながら指名競争入札等を行って単価を決めておりますので、それが高くなればなるほど収益は上がります。

○高木隆三議長 ほかに質疑ありませんか。

2番、渡辺聡一郎議員。

○2番 渡辺聡一郎議員 先ほど齋藤議員の質問でもあったのですけれども、ごみ処理施設延命化事業なのですけれども、前年比が61%増額ということで、平成29年までということなのですけれども、これは今後も増加していくのでしょうか。経費について。

○高木隆三議長 小林施設課長。

○小林秀之施設課長 工事費のピークは27年度がピークでございまして、それ以降、28年度は工事費2本分で、29年度は3本分ですが、少しずつ減っているような金額になっております。

以上でございます。

○高木隆三議長 2番、渡辺聡一郎議員。

○2番 渡辺聡一郎議員 ありがとうございます。

もう一点ちょっと教えていただきたいのですけれども、決算書の歳出の16ページなのですけれども、施設整備基金積立金なのですけれども、意見書の中で新たなごみ焼却施設建設に向けての施設整備基金の積み増しとあるのですけれども、これの計画についてちょっと教えていただけますでしょうか。

○高木隆三議長 黒崎庶務課長。

○黒崎 晃庶務課長 施設整備基金の目標額についてお答えさせていただきます。

施設整備基金については、新たなごみ処理施設の建設年度を平成40年度という目標を定めておりまして、25年度を初年度としまして、約15年間積み立てをしていくというふうに考えております。目標の金額ですが、年間最低でも2,500万円を積み立てをして、15年間積み立てをしていくという計画で今動いています。

また、施設の老朽化もございまして、その辺の修繕の費用も基金のほうに積み増しをさせていただきながら、対応していきたいと、その辺も含めまして毎年予算の許す限り積立金の積み増しをさせていただきたいと考えております。

○2番 渡辺聡一郎議員 わかりました。

○高木隆三議長 ほかに質疑ありませんか。

8番、石原富子議員。

○8番 石原富子議員 8番。決算はわかりましたけれども、この現場における課題というものは何かあるのでしょうか。焼却炉の施設の現場における課題点。

○高木隆三議長 小林施設課長。

○小林秀之施設課長 延命化工事によりまして、大きな基幹的なところにつきましては、大体予算をいただいて直していただいているのですが、やはりそれ以外の場所、基幹設備以外の附帯設備みたいなところにつきましては、やはりまだ数がたくさんあります。現在もごみ処理施設でいうと年間70件ぐらいのふぐあいとか故障がやっぱり散見されてきて、それにつきましては予定外ということですので、緊急補修工事等で対応させていただいているのですが、余りにもやっぱり数が多いということで、その対応についてはやはり苦慮しているというのが現状でございます。

○高木隆三議長 8番、石原富子議員。

○8番 石原富子議員 それは、その都度、故障の箇所を直すということになると思うのですが、では今度は、住民のモラルの向上というものも必要だと思うのです。この前もスプレー缶の爆発等がございましたけれども、そういう住民側のモラルの向上というのはどういうふうに努力をされていますか。

○高木隆三議長 黒崎庶務課長。

○黒崎 晃庶務課長 住民のモラル向上ということで、本年度からは、出前講座ということを実施させていただいておりまして、メニュー的にもごみ処理の施設の内容ですとかリサイクルの方法ですとかニーズに合った形で講座のメニューを決めさせていただいております。ご希望があればいつでもこちらは出向く体制を整えておりますので、そのような形で少しでも多くの住民の方にご理解いただければと考えております。

○高木隆三議長 8番、石原富子議員。

○8番 石原富子議員 では、今お話しいただきました出前講座というのは、今年度の話になりますけれども、どのぐらいの回数。

○高木隆三議長 黒崎庶務課長。

○黒崎 晃庶務課長 本年度は、実績はまだ2回です。

○高木隆三議長 ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○高木隆三議長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。



◎討 論

○高木隆三議長 これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○高木隆三議長 反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。



◎採 決

○高木隆三議長 これより採決に入ります。

議案第11号 平成26年度蓮田白岡衛生組合一般会計歳入歳出決算認定について、原案のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○高木隆三議長 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり認定することに決しました。

暫時休憩いたします。

休憩 午前11時04分

再開 午前11時22分

○高木隆三議長 再開いたします。

現在員12名でございます。

休憩前に引き続き会議を開きます。



◎副管理者の挨拶

○高木隆三議長 ここで、副管理者から挨拶のための発言を求められておりますので、これを許可いたします。

小島副管理者。

○小島 卓副管理者 それでは、議長のお許しをいただきましたので、9月定例会の閉会前に一言ご挨拶を申し上げたいと思います。

本日は、平成27年第4回蓮田白岡衛生組合議会定例会のご案内を申し上げましたところ、議員皆様方には、大変お忙しい中ご出席を賜りましてありがとうございました。

ご提案を申しあげました各議案につきましては、慎重なご審議をいただきまして、ご可決、ご認定を賜りまことにありがとうございました。

なお、その中で延命化工事の関係とか施設整備基金の積み立て等についてもご意見がございました。以前に検討した資料がございますので、何らかの機会にこれらのスケジュール、基金の方針等々の資料を提出させていただければというふうに思っておりますので、ご理解いただければと思います。

今後におきましても、私ども住民生活に支障を来すことのないよう、適正な施設の維持管理に執行部職員ともに職務に精励してまいりたいと存じます。

議員の皆様方の今後のご活躍とご健勝をご祈念申し上げまして、閉会に当たっての御礼のご挨拶とさせていただきます。本日は大変ありがとうございました。



◎閉会の宣告

○高木隆三議長 以上をもって、本定例会に付議されました案件の審議は終了いたしました。閉会にしてご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○高木隆三議長 ご異議なしと認めます。

これをもって平成27年第4回蓮田白岡衛生組合議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

閉会 午前11時24分